	あつては1人（特定の構造の農業用薬剤散布車で運転者用以外の座席があるものは2人））		メートル、その他の自動車で公安委員会が定めるものにあつては3.8メートル以上4.1メートルを超えない範囲内において公安委員会が定める高さ）	
［略］				
備考　［略］				

［2～5　略］

第5章　自動車の運転の方法

第1節　安全な発進

［1～5　略］

6　路端からの発進

大型自動車、中型自動車及び準中型自動車は、普通自動車に比べ、車軸の前後に車体が長く、タイヤの軌跡の外側を車体が通るので、路端に駐停車している状態から発進するときには、車体の前後部が車や歩行者などにぶつからないよう注意しましょう。

7　走行に当たつての安全確認

自動車の運転席から見える範囲には、その自動車自体の構造により差があるものの、車や歩行者などが見えなくなる範囲があります。特に、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車は、普通自動車に比べ、運転席から車や歩行者が見えなくなる範囲が広いので注意しましょう。

第2節　自動車の通行するところ

［1～3　略］

4　高さに制限のある場所の通行

大型自動車、中型自動車及び準中型自動車は、普通自動車に比べ、車体の高さが高いことから、通行できる自動車の高さに制限のある場所を通過する場合には、その高さの制限以下であることを確認しましょう。特に、荷台の積載物の高さが通行できる自動車の高さの制限を超えてしまう場合があるので注意しましょう。

［5～7　略］

第3節　歩行者の保護など

1　［略］

2　歩行者が横断しているときなど

［(1)～(4)　略］

(5)　横断歩道や自転車横断帯のない場所でも、歩行者が横断することがありますので、注意しましょう。

［3・4　略］

5　高齢者の保護

つえを持つて歩いていたり、歩行補助車を使つていたり、その通行に支障のある高齢者が通行している場合には、一時停止か徐行をして、これらの人が安全に通れるようにしなければなりません。高齢者は、加齢に伴う身体の機能の変化により、個人差があるものの、一般的に歩行が遅くなつたり、危険を回避するためにとつさの行動をとることが困難となつたり、危険の発見や回避が遅れがちになつたり、歩行が不安定になつたりするので、特に注意しましょう。また、高齢の歩行者の事故は、高齢者が車の直前又は直後を横断しているときに多く起こつていますので、注意しましょう。

	あつては1人（特定の構造の農業用薬剤散布車で運転者用以外の座席があるものは2人））		メートル、その他の自動車で公安委員会が定めるものにあつては3.8メートル以上4.1メートルを超えない範囲内において公安委員会が定める高さ）	
［同左］				
備考　［同左］				

［2～5　同左］

第5章　自動車の運転の方法

第1節　安全な発進

［1～5　同左］

6　路端からの発進

大型自動車や中型自動車は、普通自動車に比べ、車軸の前後に車体が長く、タイヤの軌跡の外側を車体が通るので、路端に駐停車している状態から発進するときには、車体の前後部が車や歩行者などにぶつからないよう注意しましょう。

7　走行に当たつての安全確認

自動車の運転席から見える範囲には、その自動車自体の構造により差があるものの、車や歩行者などが見えなくなる範囲があります。特に、大型自動車や中型自動車は、普通自動車に比べ、運転席から車や歩行者が見えなくなる範囲が広いので注意しましょう。

第2節　自動車の通行するところ

［1～3　同左］

4　高さに制限のある場所の通行

大型自動車や中型自動車は、普通自動車に比べ、車体の高さが高いことから、通行できる自動車の高さに制限のある場所を通過する場合には、その高さの制限以下であることを確認しましょう。特に、荷台の積載物の高さが通行できる自動車の高さの制限を超えてしまう場合があるので注意しましょう。

［5～7　同左］

第3節　歩行者の保護など

1　［同左］

2　歩行者が横断しているときなど

［(1)～(4)　同左］

［加える。］

［3・4　同左］

5　高齢者の保護

つえを持つて歩いていたり、歩行補助車を使つていたり、その通行に支障のある高齢者が通行している場合には、一時停止か徐行をして、これらの人が安全に通れるようにしなければなりません。高齢者は、加齢に伴う身体の機能の変化により、個人差があるものの、一般的に歩行が遅くなつたり、危険を回避するためにとつさの行動をとることが困難となつたり、危険の発見や回避が遅れがちになつたり、歩行が不安定になつたりするので、特に注意しましょう。